

自転車指導啓発重点路線（佐賀南警察署）

地区又は路線の名称	国道264号 県道東与賀佐賀線	路線区間	天神橋交差点 ～ 佐大南交差点	延長距離 (m) 〈概数〉	2,100
選定理由	朝夕の時間帯は、通勤・通学の自転車利用者が多数ある上、自転車が関連する事故が多発しているため。				



自転車に関係する事故の特徴等

令和3年中の自転車が関連する交通事故を見ると、

- ・自動車×自転車（出会い頭事故）（車の右折と自転車の事故）

の発生が目立ちます。

よく見られる違反の形態等

- ・携帯電話機を使用しながらの運転
- ・夜間の無灯火運転
- ・自転車の並進運転
- ・信号無視
- ・傘差し運転

特に注意すべき交通ルールや走行上の注意点

この路線は通勤通学時の自転車、自動車の交通量がとても多い道路だね。早めの出発を心掛けるなど、ゆとりを持った行動が事故防止のポイントだよ！

自転車指導啓発重点路線（佐賀南警察署）

地区又は路線の名称	主要地方道 佐賀川副線	路線区間	大財三丁目 交差点 ～ 大崎交差点	延長距離 (m) 〈概数〉	2,700
------------------	----------------	-------------	----------------------------	------------------------------	-------

選定理由

朝夕の時間帯は、通勤・通学の自転車利用者が多数ある上、道路の勾配や歩道の幅員などの道路形状も複雑なため。



自転車に関する事故の特徴等

令和3年中の自転車に関連する交通事故を見ると、

- ・ **自動車×自転車（出会い頭事故）**の発生が目立ちます。

多く見られる違反の形態等

- ・ **通行区分違反（右側通行）**
- ・ **携帯電話機を使用しながらの運転**
- ・ **一時不停止等違反（指定場所）**

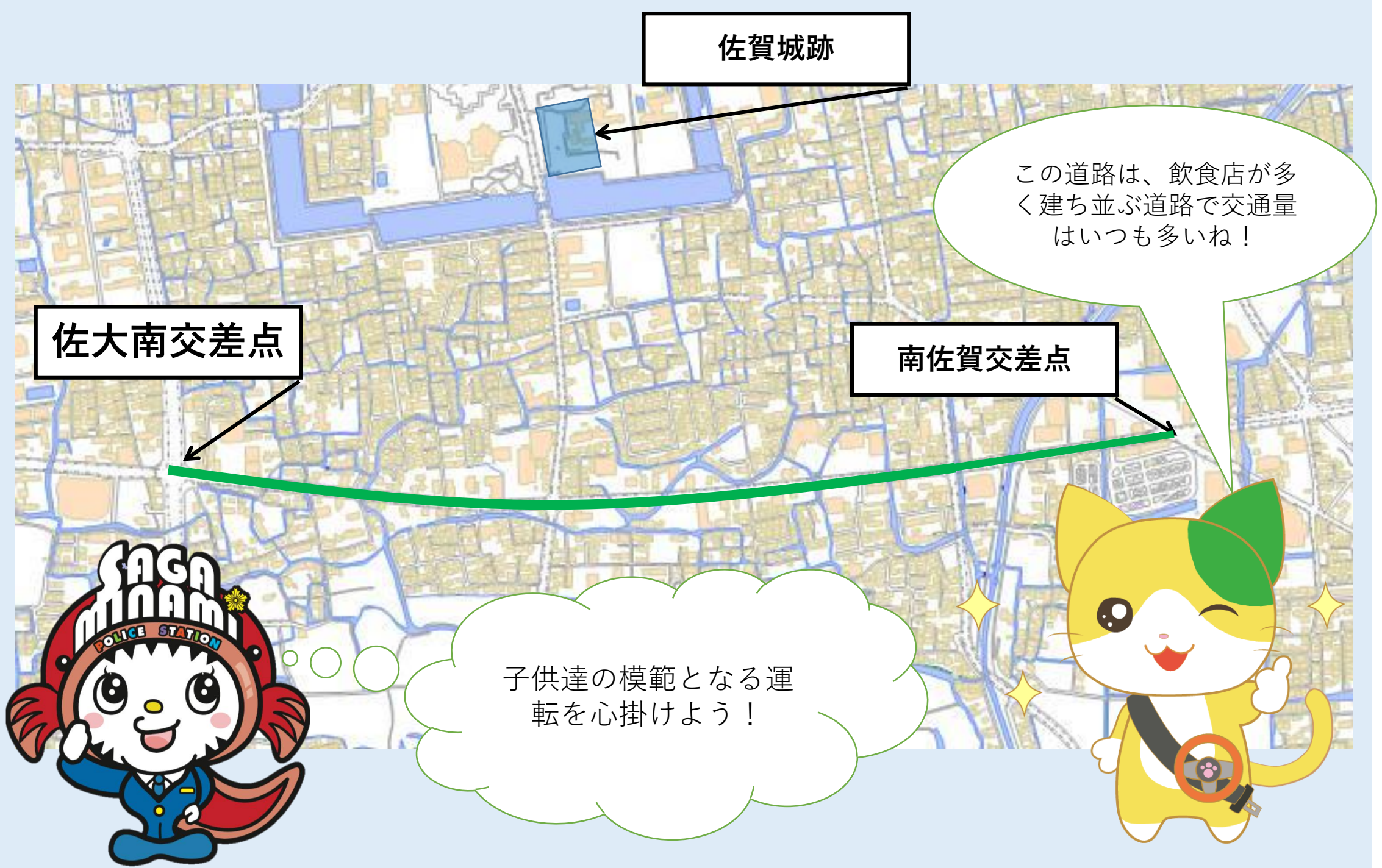
特に注意すべき交通ルールや走行上の注意点

自転車も**車両**だよ！
自転車通行可の歩道でも**歩行者が優先**だよ！
自転車は**左側通行**、歩道内では**車道寄りの通行**を
しっかり守ろうね！

自転車指導啓発重点路線（佐賀南警察署）

地区又は路線の名称	国道208号	路線区間	佐大南交差点 ～ 南佐賀交差点	延長距離 (m) 〈概数〉	1,800
-----------	--------	------	-----------------------	---------------------	-------

選定理由 商業施設からの出入りが多い路線である上、自転車利用者の通行が多く、自転車に関係する交通事故が発生しているため。



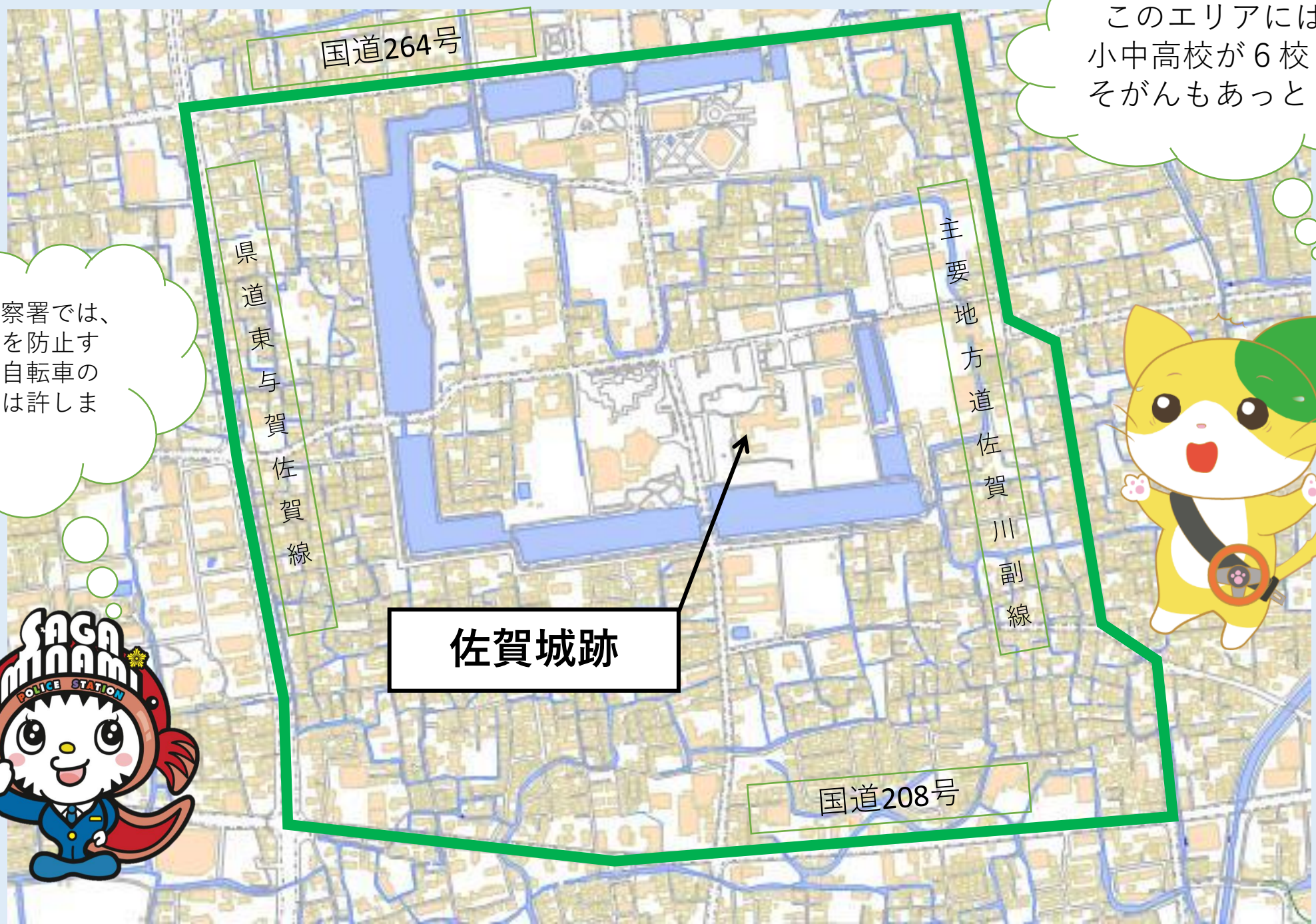
自転車に関係する事故の特徴等	多く見られる違反の形態等	特に注意すべき交通ルールや走行上の注意点
令和3年中の自転車に関連する交通事故を見ると、 ・自動車×自転車（出会い頭事故）の発生が目立ちます。	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話機を使用しながらの運転 ・無灯火運転 ・並進運転 ・傘差し等の不安定運転 	自転車と自動車の交通量がとても多い場所です。 自転車の傘差し運転や携帯電話機を見ながらの運転などの事故の原因となる運転はやめましょう。

自転車指導啓発重点地区（佐賀南警察署）

地区又は路線の名称	佐賀城跡周辺地区 （与賀町交差点～片田江交 差点～大崎交差点～佐大南 交差点）	路線区間		延長距離 （m） 〈概数〉	
------------------	--	-------------	--	------------------------------	--

選定理由

小学校・中学校・高校が集中しており、自転車及び自動車の交通量が多く、自転車に関係する出会い頭等の交通事故の発生が多いため。



このエリアには
小中高校が6校！
そがんもあっと！

佐賀南警察署では、
交通事故を防止す
るため、自転車の
交通違反は許しま
せん！



自転車に関係する事故の特徴等

令和3年中の自転車に関連する交通事故を見ると、

- ・自動車×自転車
（出会い頭事故）
（車の右折と自転車の事故）
（車の後退時に自転車との接触事故）

の発生が目立ちます。

多く見られる違反の形態等

- ・携帯電話機
 を使用しながらの運転
- ・無灯火運転
- ・信号無視
- ・一時不停止等
 （指定場所）

特に注意すべき交通ルールや走行上の注意点

夜間のライト点灯、
見通しの悪い交差点
や曲がり角等では一
時停止を確実にいき、
安全運転に注意して
下さい。

自転車指導啓発重点地区・路線（佐賀北警察署）

地区又は路線の名称	国道264号	路線区間	SAGAアリーナ前交差点 ～ 天神橋交差点	延長距離 (m) 〈概数〉	1,700
選定理由	歩行者と自転車の通行空間を明確にした路線であり、自転車利用の学生等が多く、自転車に関係する交通事故が発生しているため。				



自転車に関係する事故の特徴等

令和3年中の自転車に関係する人身交通事故を見ると、
【発生が多い時間帯】
朝夕通勤通学時間帯
【発生が多い箇所】
交差点及びその周辺
 となっています。

多く見られる違反の形態等

- ・ **携帯電話等の使用**
携帯電話を使用しながらの運転
- ・ **無灯火**
夜間ライトを点けずに運転

特に注意すべき交通ルールや走行上の注意点

- ・ **携帯電話等を使用しながら運転しないでください**
歩行者などの発見が遅れる原因になります。
- ・ **ライトを点けましょう**
自分の身を守るために、暗くなれば早めにライトを点けましょう。



自転車は車の仲間です。
 交通ルールを守って、安全に乗りましょう。

自転車指導啓発重点地区・路線（佐賀北警察署）

地区又は路線の名称	路線区間		延長距離 (m) 〈概数〉	
選定理由	佐賀駅周辺地区 (東神野交差点～神野東一丁目交差点～栄町交差点～ほほえみ館入口交差点)			

選定理由

JR佐賀駅、佐賀駅バスセンターの周辺は、一般の通行者や通学の学生等で混雑する地区であり、自転車が関係する交通事故が発生しているため。



自転車が関係する事故の特徴等

令和3年中の自転車が関係する人身交通事故を見ると、
【発生が多い時間帯】
朝夕通勤通学時間帯
【発生が多い箇所】
交差点及びその周辺
 となっています。

多く見られる違反の形態等

- ・ 二人乗り
- ・ 無灯火
夜間ライトを点けずに運転
- ・ 携帯電話等の使用
携帯電話を使用しながらの運転

特に注意すべき交通ルールや走行上の注意点

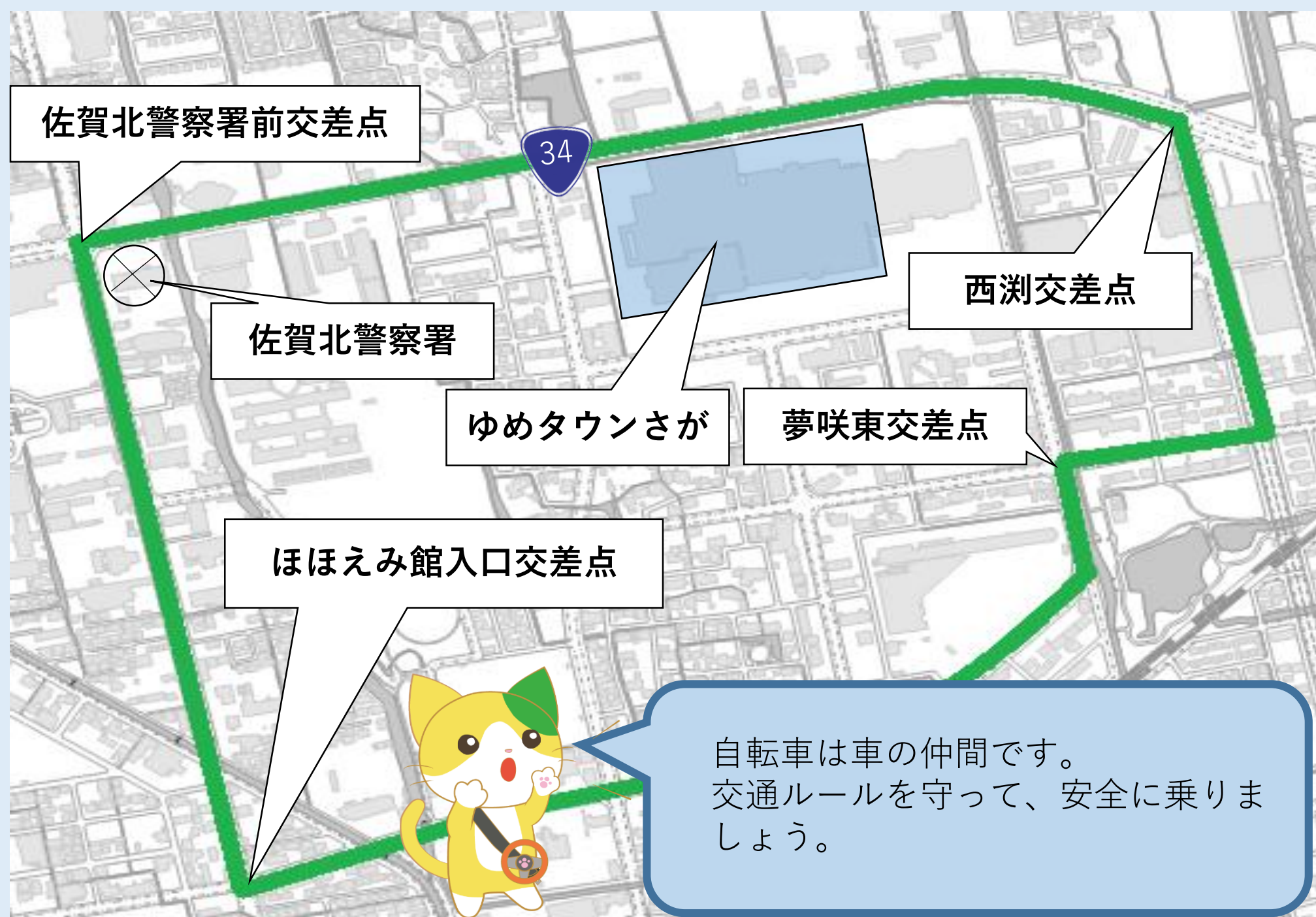
- ・ **二人乗りは危険です**
大きな事故に繋がる危険があります。絶対にやめてください。
- ・ **ライトを点けましょう**
自分の身を守るために、暗くなれば早めにライトを点けましょう。
- ・ **携帯電話等を使用しながら運転しないでください**



自転車は車の仲間です。
交通ルールを守って、安全に乗りましょう。

自転車指導啓発重点地区・路線（佐賀北警察署）

地区又は路線の名称	ゆめタウン周辺地区 （佐賀北警察署前交差点～ほほえみ館入口交差点～夢咲東交差点～西洲交差点）	路線区間		延長距離（m） 〈概数〉	
選定理由	大型商業施設利用者や中学生・高校生による自転車利用が多く、自転車に関係する交通事故が発生しているため。				



自転車に関係する事故の特徴等	多く見られる違反の形態等	特に注意すべき交通ルールや走行上の注意点
令和3年中の自転車に関係する人身交通事故を見ると、 【発生が多い時間帯】 朝夕通勤通学時間帯 【発生が多い箇所】 交差点周辺 となっています。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無灯火 夜間ライトを点けずに運転 ・ 携帯電話等の使用 携帯電話を使用しながらの運転 ・ 信号無視 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライトを点けましょう 自分の身を守るために、暗くなれば早めにライトを点けましょう。 ・ 携帯電話等を使用しながら運転しないでください 歩行者などの発見が遅れる原因になります。 ・ 信号に従って安全に通行してください

自転車指導啓発重点地区・路線（神埼警察署）

地区又は路線の名称	国道34号	路線区間	神崎市役所前 交差点 ～ 協和町交差点	延長距離 (m) 〈概数〉	600
選定理由	神埼高校の移転に伴い、朝・夕の高校生の自転車利用者が増加しており、自転車事故の発生が懸念されるため。				



自転車に関係する事故の特徴等

令和3年中の管内で発生した自転車
が関係する人身交通事故を見ると、

- ・ 出会い頭事故
が最も多く、次いで
- ・ 左折車との衝突
となっています。

多く見られる違反の形態等

- 信号無視
- 並進運転

特に注意すべき交通ルールや走行上の注意点

- 1 歩道は、歩行者優先
自転車が行き通じ可能な歩道でも、車道よりをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならないときは一時停止しましょう。並進運転もやめましょう。
- 2 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認の徹底
- 3 夜間はライトを点灯

★ **ルールを守り、無理な運転**をしなければ、**自転車事故**を防ぐことができます。

【自転車安全利用五則】

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を走行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道よりを走行
- 4 安全ルールを守る
(飲酒運転・二人乗り、並進の禁止、交差点での信号遵守など)
- 5 子供はヘルメット着用

自転車指導啓発重点地区・路線（鳥栖警察署）

地区又は路線の名称	県道佐賀川久保鳥栖線、県道鳥栖停車場線	路線区間	乗目交差点 ～ J R 鳥栖駅前交差点	延長距離 (m) 〈概数〉	3,700
-----------	---------------------	------	---------------------------	---------------------	-------

選定理由

中高生及び外国人の自転車利用者が多く、付近住民から自転車の交通マナーについて多くの意見が寄せられているため。



自転車に関係する事故の特徴等（重点路線）

平成30年から令和2年までの自転車に関係する人身交通事故を見ると、

- ・ 車両×自転車
（交差点での出会い頭事故）
- ・ 午前7時から午前9時までの発生が多い。

多く見られる違反の形態等

- 無灯火
- 右側通行
- 携帯電話使用

特に注意すべき交通ルールや走行上の注意点

- 1 早めのライト点灯を心がけましょう！
車や歩行者は、意外と自転車の存在に気付いていないものです。
早朝、薄暮時の早めのライト点灯を心がけましょう！
自転車に乗る前の点検を必ず行いましょう！
- 2 自転車は原則車道を通ること！
自転車は、車の仲間です！
自転車は、歩車道の区分がある道路では、車道通行が原則です。
それに加えて、道路の左端を通らないといけません。
歩道を通る場合は、歩行者の通行を妨げることがないように、注意しましょう！
- 3 交差点では一時停止、左右確認！

自転車指導啓発重点地区・路線（鳥栖警察署）

地区又は路線の名称	市道	路線区間	本通町交差点 ～ 田代公園入口交差点	延長距離 (m) 〈概数〉	1,800
-----------	----	------	--------------------------	---------------------	-------

選定理由

中学校・高校（2校）の通学路で、朝、夕の通学時間帯に自転車に関する交通事故の発生が多いため。



自転車に関する事故の特徴等（重点路線）

平成30年から令和3年までの自転車に関する人身交通事故を見ると、

- ・ 自動車×自転車
（交差点での出会い頭事故）
- ・ 午前7時から午前9時まで
午後4時から午後6時までの発生が多い。

多く見られる違反の形態等

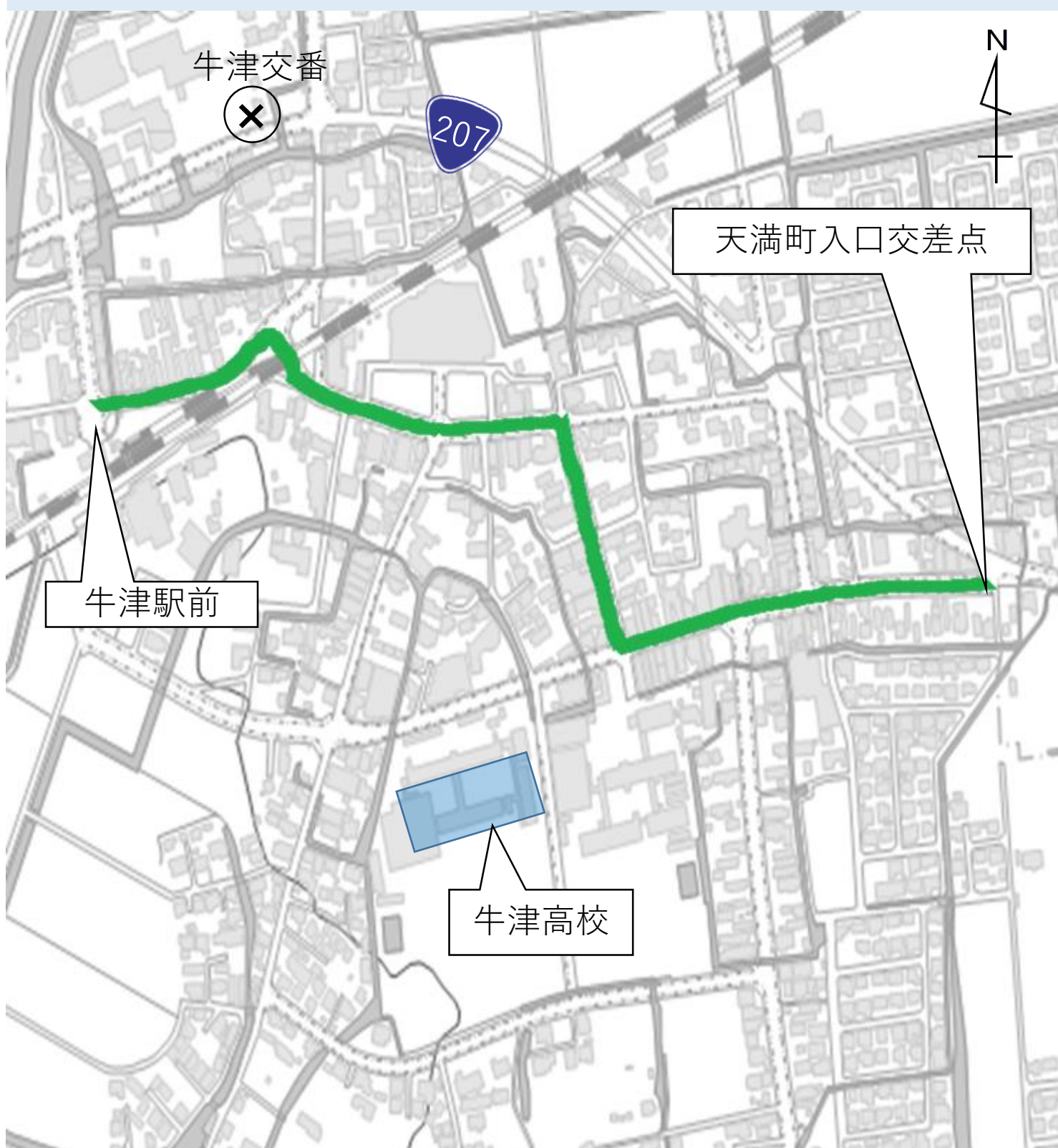
- 無灯火
- 携帯電話使用
- 信号無視
- 右側通行

特に注意すべき交通ルールや走行上の注意点

- 1 早めのライト点灯を心がけましょう！
車や歩行者は、意外と自転車の存在に気付いていないものです。
早朝、薄暮時の早めのライト点灯を心がけましょう！
そのためにも、自転車に乗る前の点検を必ず行いましょう！
- 2 携帯電話を使用しながら運転しない
携帯電話の通話や操作をしながらの運転は禁止されています。また、傘をさすなどしての片手運転は、運転が不安定になり危険です。
携帯電話を使用する時は、立ち止まり、安全な場所で行いましょう！

自転車指導啓発重点地区・路線（小城警察署）

地区又は路線の名称	県道別府牛津停車場線、市道、主要地方道牛津芦刈線	路線区間	牛津駅前～牛津高校入口～天満町入口交差点	延長距離 (m) 〈概数〉	1,000
選定理由	中学校・高校の通学路となっているほか、朝夕の時間帯は自転車の通行量が多く、自転車に関係する交通事故が発生しているため。				



自転車に関係する事故の特徴等

平成31年から令和3年までの3年間の、自転車に関連する交通事故を見ると、

- ・自動車×自転車（出会い頭）の発生が多くなっています。また、自転車が右側通行したことによる
- ・原付×自転車（正面衝突）の事故も発生しています。

多く見られる違反の形態等

- 交差点での一時不停止
- 右側通行
- 並進
- 無灯火

特に注意すべき交通ルールや走行上の注意点

- ・ **自転車は車両**
 自転車は車両の仲間です。一時停止規制のところでは止まりましょう。また、車道の左側を通行してください。
- ・ **夜間はライト点灯**
 ライトは前方を照らすだけでなく、周りに自転車の存在を示すことにもなります。

自転車指導啓発重点地区・路線（唐津警察署）

地区又は路線の名称	唐津市町田・新興町地区	路線区間		延長距離 (m) 〈概数〉	
選定理由	JR唐津駅を中心に中高生の自転車利用者が多く、自転車に関係する交通事故が多く発生しているため。				



- ★自転車も**車**の仲間ばい！
- ★**信号無視**とかすると**交通違反**になるとよ！
- ★交通ルールをちゃんと守って、**交通事故**にあわんごととしてね！

自転車に関係する事故の特徴等

平成29年から令和3年の5年間の自転車に関係する人身交通事故を見ると、

- ・ **出会い頭事故**
- ・ **交差点内の横断歩道
自転車横断帯**

で**自転車と車**の発生が多い。また、自転車が加害者となる交通事故も発生しています。

多く見られる違反の形態等

- ・ **歩道で徐行や一時停止をしない**
- ・ **携帯電話を使用しながらの運転**
- ・ **信号無視**
- ・ **無灯火**

特に注意すべき交通ルールや走行上の注意点

1 歩道は、歩行者優先

自転車が通行出来る歩道でも、車道寄りやすぐ止まれる速度で走行し歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止しましょう。

2 信号を守る

3 夜間はライトを点灯

自分の身を守るためにライト点灯
自転車の点検も確実にしましょう。



唐津市町田・新興町地区

唐津駅

唐津西高等学校

旭が丘入口

自転車事故多発場所
※横断歩道上での事故が多発しています

山ノ口交差点

自転車事故多発場所
※横断歩道上での事故が多発しています

自転車指導啓発重点地区・路線（伊万里警察署）

地区又は路線の名称	国道204号、県道伊万里停車場線、県道黒川松島線	路線区間	伊万里駅前交差点～川西交差点、新田橋交差点～伊万里市民センター入口交差点	延長距離（m）〈概数〉	3,300
選定理由	伊万里市内の高校4校の通学路となっているほか、駅周辺の交通量が多い（歩行者含む）場所であり、路側帯が狭い場所及び片側のみに歩道が設置されている場所があるなど、危険であるため。				

自転車に関する事故の特徴等

平成29年から令和3年の5年間自転車が関係する人身事故を見ると、

- ・ **自動車×自転車（出会い頭事故）**
- ・ **自動車×自転車（車両が右折、自転車が直進の事故）**

の発生が顕著です。

多く見られる違反の形態等

- **並進**
- **無灯火**
- **信号無視**
- **二人乗り**

特に注意すべき交通ルールや走行上の注意点

- 1 **自転車は車の仲間です**
 自転車は、道路交通法で軽車両に位置付けられた「車のなかま」です。
 交通ルールを守り、安全運転を心掛けましょう。
- 2 **交通ルールを守りましょう**
 - ・ 自転車は車道が原則、歩道は例外
 - ・ 車道は左側を通行
 - ・ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - ・ 安全ルールを守る
 - ・ 子供はヘルメットを着用



自転車指導啓発重点地区・路線（武雄警察署）

地区又は路線の名称	主要地方道武雄伊万里線 県道武雄白石線	路線区間	八並水源地 交差点 ～ 武雄青陵中学校 入口交差点	延長距離 (m) 〈概数〉	1,000
選定理由	中高生の自転車利用者及び歩行者が多く、区間内で自転車事故が多発している。				



★ 自転車は**自動車**と同じ車って知っとうと？
 ★ **信号**も守らんばいかんし、運転中に**携帯**を使ったらいかんとよ！
 ★ 歩道を走る時も**歩行者優先**やっけんね！

自転車に関する事故の特徴等	多く見られる違反の形態等	特に注意すべき交通ルールや走行上の注意点
平成29年から令和3年の5年間の自転車に関する人身交通事故を見ると、 ・ 自転車 × 自動車 （ 出会い頭事故 ） の発生が顕著で、その多くが、 歩道等を直進中の自転車 が、 県道に進出する自動車と衝突する事故 です。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩道で徐行や一時停止をしない ○ 携帯電話を使用しながらの運転 ○ 信号無視 ○ 無灯火 	<ol style="list-style-type: none"> 1 歩道は、歩行者優先 歩道は、歩行者優先です。 歩行者の側を通る際は、すぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は、自転車を降りて、歩行者の安全を確保しましょう。 2 信号を守り、停止すべきところでは一時停止する 3 夜間は早めのライト点灯と反射（器）材の着用 薄暗くなる前にはライトを点け、リフレクター等の反射器材や、反射たすき等を活用して、自動車の運転者に自分の存在を目立たせて、交通事故防止に努めましょう！！

自転車指導啓発重点地区・路線（白石警察署）

地区又は路線の名称	町道	路線区間	肥前山口駅南交差点～江北中学校東交差点～江北小学校入口交差点	延長距離 (m) 〈概数〉	1,100
選定理由	駅利用者と中学生の自転車利用者が多く、小学生等の歩行者も多いことから、自転車事故の発生が懸念されるため。				



自転車に関する事故の特徴等

平成29年から令和3年の5年間に自転車に関する交通事故の発生状況を見ると、

自転車×歩行者 (歩道での接触事故)

が発生しています。

多く見られる違反の形態等

- 自転車が横に並んで通行している
- 交差点や歩道で一時停止や徐行運転をしていない
- 車道の右側を通行している

特に注意すべき交通ルールや走行上の注意点

- 1 自転車は車両の仲間**
 自転車は、道路の左端に寄って通行しましょう。また、歩道を走行するときは歩行者に注意して車道寄りを徐行しましょう。
- 2 安全確認の徹底**
 一時停止の標識や見通しの悪い交差点では、一時停止し安全を確認して通行しましょう。
- 3 自転車の整備**
 運転する前は、ブレーキやライト、タイヤの空気圧等を確認しましょう。

自転車指導啓発重点地区・路線（鹿島警察署）

地区又は路線の名称	県道山浦肥前鹿島停車場線	路線区間	JR鹿島駅 ～ 鹿島小学校前交差点	延長距離 (m) 〈概数〉	1,200
選定理由	朝夕の通学時間帯に中高生の自転車利用者が多く、小学生の集団登下校も頻繁に行われている区間内であり、自動車と自転車の事故が発生しているため。				



自転車に関係する事故の特徴等

交差点内で自転車と車が出会い頭にぶつかる事故が顕著です。特に朝方に多く発生しています。

多く見られる違反の形態等

- ・スマートフォンを操作しながらの運転
- ・信号無視
- ・歩道での徐行や一時停止をしない運転

特に注意すべき交通ルールや走行上の注意点

見通しの悪い交差点では左右の確認をしましょう。

車のドライバーから自転車がいつも見えていたとは限りません。

しっかり安全確認をしましょう。

自転車指導啓発重点地区・路線（鹿島警察署）

地区又は路線の名称	塩田町馬場下地区	路線区間	—	延長距離 (m) 〈概数〉	—
選定理由	中学校と高校が近接し、朝夕は登下校する中高生で混雑するため。				



自転車に関する事故の特徴等	多く見られる違反の形態等	特に注意すべき交通ルールや走行上の注意点
自転車と車が出会い頭にぶつかる事故が顕著に見られ、朝方の登校時間帯が最も多い発生となっています。	<ul style="list-style-type: none"> スマートフォンを操作しながらの運転 信号無視 歩道での徐行や一時停止をしない運転 	<ol style="list-style-type: none"> 1 信号を守る。 2 一時停止をきちんと止まる。 3 交差点を通過する時は必ず左右を確認する。